

追尾型監視

全地球的測位システム

令状主義

GPS

監視型社会

ビッグデータ

スマートフォン

位置情報

アプリケーション

アクセス

スノーデン事件

プライバシー

カーナビゲーション

強制捜査

個人情報

違法判決

あなたのスマホは
あなたを見ている

大阪弁護士会所属
GPS違法捜査事件 最高裁違法判決主任弁護士

国立研究開発法人産業技術総合研究所 主任研究員
一般財団法人情報法制研究所 理事

第1部講師
第2部パネリスト
亀石倫子 弁護士

第2部パネリスト
高木浩光 氏

参加費無料

GPS 捜査について
考えるシンポジウム
3・14 土 山梨学院大学
メモリアルホール

事前申込不要

13:30~16:45 (13:00受付開始)

第1部 基調講演 講師 亀石倫子 弁護士
第2部 パネルディスカッション

第2部パネリスト
山梨学院大学法学部
鈴木優典 教授

お問合わせ
はコチラ
055-235-7202 (山梨県弁護士会)
※当日はお電話が繋がりません。

特別出演
UTVテレビ山梨
出演中!!

第2部パネリスト
皆倉みなみ氏
(みなみおばちゃん)

GPS捜査について考えるシンポジウム



GPSとは？

GPSは、衛星からの信号を受信することで位置情報を取得することができるシステムです。軍事用に開発されましたが、最近では自動車やスマートフォン等にも搭載され、様々な分野で私たちの生活を便利にしてくれています。その反面、私たちの全く知らないところで自分の位置情報が知られ、ひいては利用される危険性があります。

GPS違法捜査事件とは？

ある窃盗事件の捜査の一環として、被疑者やその関係者が使用している自動車等に、警察が無断で、令状も取得しないまま、GPS端末を取り付けて位置情報を把握していたという事件がありました。この事件について最高裁判所は、そのような捜査が「刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分」であり、かつ令状がなければ行うことのできない処分として、違法と判断しました（平成29年3月15日判決）。

他方、最高裁判所は同じ判決において、GPS捜査については、その特質に着目して、強制処分法定主義や令状主義といった憲法や刑事訴訟法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましいと意見を述べています。

GPS捜査についての立法の動きは？

現時点では、GPS捜査に関しての立法の動きは見られませんが、近年増加している特殊詐欺等の新たな犯罪に対してGPS捜査の必要性が主張されており、今後の立法の動向に注目する必要があります。他方、GPSだけではなく、最近の情報通信技術の発達に伴って新たな捜査手法も想定されているところです。私たちの知らないうちに、自分たちのプライバシーに関わる様々な情報が筒抜けになったり勝手に使われてしまうような監視社会になってしまう危険もあります。どのように私たちの情報を守っていくのかを考えていく必要があるのです。

【用語説明】

刑事訴訟法・・・刑事手続に関する法律で、憲法とともに私たちの人権を保障するための様々なルールを規定
強制処分法定主義・・・私たちの重大な利益を侵害することを伴う捜査は、法律に規定がなければ行うことはできないとするルール
令状主義・・・逮捕・捜索・差押え等の強制捜査は、裁判所が発布する令状がなければ行うことができないというルール（現行犯を除く）

会場案内



講師紹介



亀石 倫子 弁護士

大阪弁護士会所属
エクラウめだ法律事務所 代表

一般企業に入社後、司法試験に合格し、2009年に弁護士登録(新62期)。多くの刑事事件を取り扱う法律事務所に入所して経験を積み、複数の担当事件で無罪判決を獲得。2017年のGPS捜査違法事件では最高裁大法廷での違法判決を獲得。現在、弁護士業を行いながら、論文の掲載や各地での講演、テレビ等のメディア出演などでも活躍。

【主な担当事件】

- 2014 クラブ風営法違反事件（一審無罪・2016年最高裁で確定）
- 2017 GPS捜査違法事件（最高裁大法廷で違法判決）
- 2018 タトゥー彫り師医師法違反事件（大阪高裁で逆転無罪）

主催：山梨県弁護士会
山梨学院大学法学部
共催：日本弁護士連合会
関東弁護士会連合会